## 日本保健医療大学における公的研究費に関する不正防止計画

令和5年4月1日改正

		令和5年4月1日改止
No.	不正を発生させる要因	不正防止計画
1	ルールと実態の乖離(発注権限のない研究者	研究費支出に係るルールの周知を徹底し、適
	による発注、例外処理の常態化など)	切に手続きがなされるよう努める。
2	決裁手続が複雑で責任の所在が不明確	決裁手続きに関する規程、手順書等を整備
		し、責任の所在を明確化する。
3	予算執行の特定の時期への偏り	定期的に予算の執行状況をチェックし、適切
		な時期の執行を促す。
4	業者に対する未払い問題の発生	支払い手続きに複数の担当者を配置し、相互
		チェック体制を構築する。
	競争的研究費等が集中している、又は新たに	複数の課題に取り組む研究者、新規課題に取
5	大型の競争的研究費等を獲得した部局・研究	り組む研究者に対し、定期的に研究の進捗状
	室	況等について確認を行う。
	取引に対するチェックが不十分(事務部門の	   取引に係る書類の保存、管理を徹底し、業者
6	取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が	の担当者情報を共有する。
	不十分)	
7	同一の研究室における、同一業者、同一品目	  偏った発注状況が確認された場合は、研究者
	の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引	及び相手方担当者に、物品等の発注に係る理
	実績のない業者や特定の研究室との取引を	由についての確認を行う。
	新規に開始した業者への発注の偏り	
	データベース・プログラム・デジタルコンテ	事務局職員だけでは検収が困難な場合は、同
8	ンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役	学科内の研究者同席の上で検収を行う等の
	務契約に対する検収が不十分	措置を講じる。
	検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印	物品受領時の検収と共に、物品使用時の状態
9	による確認のみ、事後抽出による現物確認の	についても確認を行う。
	不徹底など)	
10	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収	事務局における納品、検収を徹底する。
	時における納品物品の反復使用	<b>小光井三田老の井を止った。 まなローまり</b>
11	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理	非常勤雇用者の勤務状況は、事務局人事担当
	が研究室任せ	者による管理を徹底する。
10	出張の事実確認等が行える手続が不十分(二	学会の参加証等、出張先での用務が確認でき
12	重払いのチェックや用務先への確認など)	るものを回収すると共に、必要に応じて用務
	四	先等に学会、会議等開催状況を確認する。
	個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境が特別では、	
	境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署	研究費管理に関する業務が個人に集中しな
13	に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないな	いよう担当業務を複数人で分担し、牽制機能
	ど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・	を担保する。
	検収業務などを研究室内で処理、孤立した研 の家など、	
	究室など)	